

令和 7 年度

仕 様 書

(耐震診断用)

委託業務名：R 7 宮繕 阿波西高等学校 阿波・阿波 部室耐震診断業務

徳島県県土整備部宮繕課

仕様書（耐震診断用）

1. 委託内容

- (1) 本業務は、別紙の建物を、『建築物の耐震改修の促進に関する法律』第3条の規定に基づく『特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針』に基づき診断を行う。ただし、監督員と協議のうえ、『既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準』、『耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説（2011）』等（(財)日本建築防災協会）、又は『官庁施設の耐震診断基準及び同解説』に基づき行っても良い。
〔文部科学省の補助事業により行う屋内運動場等の耐震診断については、『屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）』（文部科学省大臣官房文教施設部）に基づき診断を行うこと。〕

- (2) 本業務は、下表により行う。（＜ ＞内は3次診断の場合に必要な）

I	調査業務	II	耐震診断（診断次数は別紙2による）
○	1 予備調査（下見、資料収集、調査内容確認）	○	1 軸組図・伏図の作成
○	2 現地調査（図面照合、建物履歴調査、構造寸法・部材断面調査、目視調査、配筋本数調査、接合部・柱脚調査、部材・接合部の発錆状況調査等）	○	2 柱・壁・＜梁・床＞リストの作成
		○	3 構造耐震指標 I_s 等の算定
		○	4 耐震診断報告書等の作成
○	3 材質調査（鉄筋調査、コンクリート調査）	III	判定結果
○	4 材質調査（コンクリートコア採取）		1 判定結果報告書等の作成
	5 鉄骨造実態調査	IV	その他
○	6 屋根葺き材等（非構造部材）・建築設備調査		
○	7 調査結果報告書の作成		

- (3) 本業務開始に当たっては、業務計画書を提出し、監督員と協議のうえ行わなければならない。
(4) 業務予定期間：契約書による。

2. 調査業務の進め方

(1) 予備調査

- ① 現地下見：現地に赴き調査対象建物の立地環境・規模等を観察し概略の情報を得る。
- ② 資料収集：対象建物の設計図書・施工記録等耐震診断に必要な資料の有無について問診する。
- ③ 調査・診断内容確認：現地調査で実施する調査項目・数量等について打合せを行う。

(2) 現地調査

- ① 図面照合：対象建物を設計図書と照合し、部材配置・使用状況等設計図書との相違について調査する。
- ② 建物履歴調査：使用状況・改修歴・被災歴に関する調査。
- ③ 構造寸法・部材断面調査：柱間・階高・部材寸法・壁開口・壁長さ等耐震診断に必要な寸法をスチールテープ等を用いて実測する。
- ④ 目視調査：構造ひびわれ・変形の発生と範囲およびコンクリートの変質・老朽化の程度と範囲を目視調査する。また、不同沈下の傾向の有無をレベル等を用いて測定する。
- ⑤ 配筋調査：鉄筋探査器で鉄筋の本数・間隔を調査。

(3) 材質調査

- ① 鉄筋調査：コンクリートをはつり取り鉄筋径・間隔・かぶり厚さの測定および腐食度を目視調査する。
- ② コンクリート調査：①ではつった箇所のコンクリート中性化試験を行う。
(注) ①②共、柱または壁を各階2箇所ずつ行う。
- ③ コンクリートコア試験：コアを取り、コンクリートの圧縮強度・中性化を測定する。コアの採取が困難な場合は、シュミットハンマーにより圧縮強度を測定する。各階3カ所。
(注) 監督員に位置等の協議を行うこと。

なお、はつり箇所、コア抜き箇所は、現状修復することとし、コンクリート部分は、建築工事標準仕様書 15.2.2 のポリマーセメントモルタルにて補修すること。

- (4) 屋根葺き材等及び設備調査
配置、形状、寸法、接合の緊結度、腐食・腐朽度及び大地震動後の機能性について現地調査する。
- (5) 調査結果報告書
現地調査結果、材質調査結果、腐朽・摩損度・機能性等の報告書を作成する。

3. 耐震診断

- (1) 軸組図・伏図の作成：耐震診断用の軸組図と伏図を作成する。
- (2) 柱・<梁>・壁リストの作成：耐震診断用の柱・<梁>・壁の各リストを作成する。
- (3) 構造耐震指標 I_s 及び保有水平耐力に係る指標 $CTU \cdot SD$ の算定：
- (4) 屋根葺き材等及び建築設備に関する耐震性の確認：各部材、設備毎。（別紙調査用紙による）
- (5) 報告書作成：耐震性能の判定を行い、報告書を作成する。

4. その他

- (1) 成果物は、建築士登録番号及び氏名を記入すること。
- (2) 監督員との連絡を密にし、疑義があれば指示を受けた後に作業にかからなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らしてはならない。
- (4) 提出する調査報告書、診断報告書及び判定報告書は、次表を標準とし、○印を付けたものを作成する。

	種 類	摘 要
○	1 表 紙	
○	2 目 録	
○	3 調査概要、調査写真	建物履歴、構造ひび割れ、変形、老朽化の程度、コンクリート強度等
○	4 軸組図	（既存図面を訂正した）調査建物の軸組図を作成
○	5 伏 図	（既存図面を訂正した）調査建物の伏図を作成
○	6 柱・壁・<梁・床>リスト	（既存図面を訂正した）調査建物使用部材のリストを作成
○	7 構造耐力上主要な部分の耐震診断計算書	基礎概要表、構造物概要表、荷重表、柱軸力表、部材面積表、偏心率、剛性率、建築基準法施行令に規定する $F_{es} \cdot R_t$ 、算定式、判定表等
○	8 屋根葺き材等の安全性・機能性の確認書	パラペット、RC 造手摺、CB 造帳壁、ALC 板、高架水槽、広告塔、クーリングタワー設備用配管類、窓ガラス、タイル張り、モルタル塗り、打放しコンクリート等

5. 貸与する図書及び資料

貸与物品は、○印を附したものを貸与するが、成果物の提出時に返却すること。

	種 類	摘 要		種 類	摘 要
○	1. 原設計図書	製本図面のみ有り		4. コンクリート強度試験結果報告書	
	2. 地質、地盤調査資料			5. 標準図	
	3. 構造計算書			6.	

6. 再委託

- (1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型作成、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。
なお、協力者が発注機関の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- (5) 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手先の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、監督員に提出しなければならない。
- (6) 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。
また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

施設名称、敷地位置及び建物概要

施 設 名 称		阿波西高等学校	
敷 地 位 置		阿波市阿波町下喜来南	
建 物 名 称		構 造 ・ 規 模	備 考
1	部室	RC 造、1 階建て 延べ面積 80 m ²	

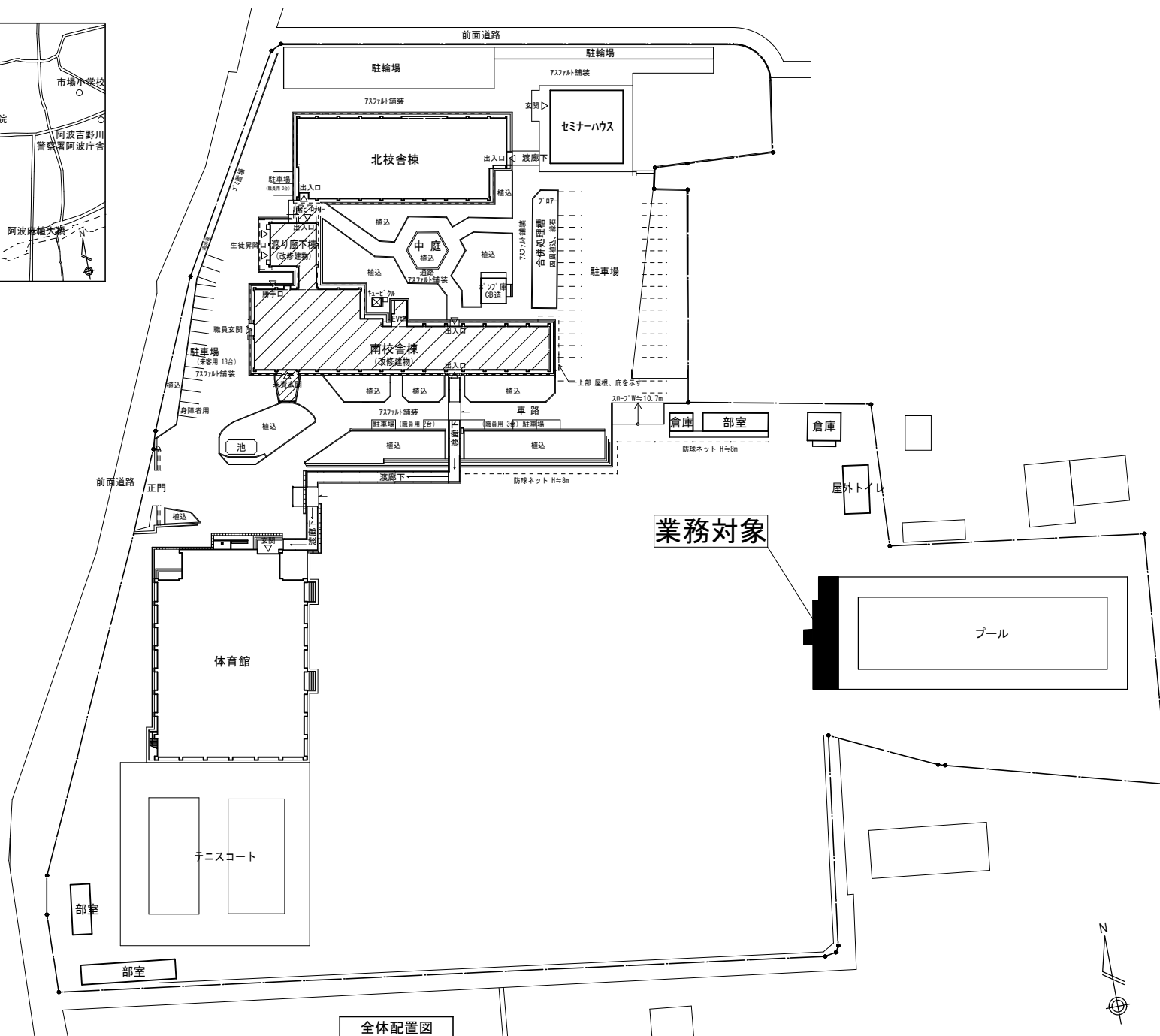
※ 報告書は、次のとおりにレザック印刷製本したものを提出すること。

1. 診断報告書（3 部）

2. 調査写真集及び強度試験結果（1 部）



附近案内図



全体配置図

R 7 営繕 阿波西高等学校 阿波・阿波 部室耐震診断業務